

西部 邁



にしへ・すすむ—東大教授を経て現在、評論家として旺盛な言論活動を展開。隔月刊オピニオン誌「表現者」顧問。著書に「無念の戦後史」など。74歳。

アベノミクスにおける三本か一本かの矢も、国家による束ね(制御)がなければ、それぞれ別方向にしかも異なった速度で、飛散していくに違いない。だから、晚かれ早かれ、国家のあるべき姿をめぐって憲法論がこの列島に湧き上るのは必定である。

といつてほめるものの、憲法論は、昭和35年の池田（勇人）内閣のときから、まことに、社會主義へ

の上場公衆 ほんとうに封印された
ままである。だから、話が憲法の
内容に及ぶ前に、憲法とは何ぞや、
という初步的な段階で百家争鳴の
状態になるのではないかと懸念さ
れる。歴史がまるで（明治憲法の）
制定された

1-20 余年前
に戻るといつ
た有り様な
だから呆れた
国情といわざ
るをえない。

時評
ドクエーブ 2012.7.11

2013.7.11

憲法論の進め方

差という現実のあいだの平衡としての公正が必要だ、ということを語るのが憲法でなければならぬ。平等という理想を説くだけでは、国家が懸平等（つまの）画主義（）染まって硬直するのと請け合いなのである。

う現実のあいだで平衡をとるのが、失敗したのである。

憲法とは「政府権力にたいする制限」を規定するものだ。ところが考え方(まだ早い)といふかに強調されている。選挙権が(財産の多寡によって)制限されたり、貴族階級や地主階級の特権が野放しておきたりするというのなら、その考え方が採用されて当然

法は国民の欲望や行動にも規範を与えるものでなければならぬといふのである。

した国民が代表者を選び、その代表者たちが歴史感覚のなかな討論と決定を行うなり、国家の根本規範はおのずと表現されるのだ。憲法は、そうした選挙・討論・決定法は、良識あるものにするための大まかな案内書にすぎない。この初步的な常識に立たなければ憲法論は混乱の渦に巻き込まれるに相違ない。

憲法は國家としての理想を示すものだ、それゆえ非現実的な規範が憲法で語られていたとて騒ぐに当たらない、という意見がまだ堂々と主張されている。このオピニオン（根拠の定かならぬ臆説）は「重の意味で間違っている。」ついて、規範とは「理想と現実のいだの平衡」を指示するものである。たとえば平等という理想と格に設計・建築するといつても、コンスマラクテイヴィズム（建設主義）の国にはまってしまう。建設主義が間違いであることは、ソ連流の社会統制主義が崩壊したとよって、わいこはアメリカ流の個人（競争）主義が挫折していくことによつて、すでに証明済みとわかる。しかし、すでに証明済みといつてもしかかえない。それから國は、自由という理想と秩序とい

である。しかし、民主主義はまだ発展途上にいるか、爛熟の極に近づきつつある。「多数者の專制」あるいは「世論の支配」が絶頂に達していくところのことつまり政府権力がマス（大衆）の前に拝跪しているきなから、政府権力を憲法によって規制せよと叫び立るのは、国民がパブリック・マインド（公共心）を失つてゐることの歴史の連続というものを享受し

に乗せられる方の、とにかくない。単純横型の大量流行で國家を自由自在に操作するための手帳書、それを憲法とみなすのは国家解体の早道である。事実、その軌道の赴くといふ、戦後日本は国家を失つて（国際社会という名の）国家間争鬭の場で当面処なく漂流しているのだ。